

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則

(消防課)

ページ

規則

岐阜県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十三号

岐阜県消防学校教育訓練規則の一部を改正する規則

岐阜県消防学校教育訓練規則(昭和四十六年岐阜県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「時間数」を「単位時間数」に改める。

第六条第二項第三号八中「違反対象物」の下に「の関係者(当該違反対象物の管理について権原を有する者を含む)。」を加え、同条第三項中「時間数」を「単位時間数」に改める。

第七条第四項、第九条第三項、第十条第三項及び第十一条第五項中「時間数」を「単位時間数」に改める。

第十三条の見出し中「時間数」を「単位時間数」に改め、同条第二項中「時間数」を「単位時間数」に、「三十五時間を標準」を「三十五を基準」に改める。

第十四条の見出し中「時間数」を「単位時間数」に改め、同条第一項中「総時間数」を「総単位時間数」に、「教科目別時間数」を「教科目別単位時間数」に改める。

別表第一中「時間数」を「単位時間数」に改め、同表基礎教育の部情操の項を削り、同部法制通論の項中「法制通論」を「法学基礎・消防法」に、「一五」を「二」に改め、同部消防法の項を削り、同部消防制度の項中「消防制度」を「消防組織制度」に、「八」を「九」に改め、同部理化学の項中「一五」を「二」に改め、同部小計の項中

「八七」を「七二」に改め、同表実務教育の部査察の項中「二四」を「二七」に改め、同部安全管理の項中「二二」を「一六」に改め、同部防災の項中「二二」を「二三」に改め、同部小計の項中「二三三」を「三三一」に改め、同表実科訓練の部消防活動訓練の項中「八」を「八二」に改め、同部救助訓練の項中「四」を「四五」に改め、同部機器取扱訓練の項中「五」を「五五」に改め、同部消防活動応用訓練の項中「八」を「八五」に改め、同部小計の項中「三五五」を「三七二」に改め、同表その他の部選択研修の項中「五」を「四」に改め、同部小計の項中「一三五」を「一二五」に改める。

別表第二一の表中「時間数」を「単位時間数」に改め、同表警防行政の現状と課題の項を削り、同表実技訓練の項中「二二」を「一五」に改める。

別表第二二の表中「時間数」を「単位時間数」に改める。

別表第二三の表中「時間数」を「単位時間数」に改め、同表予防査察行政の現状と課題の項中「二」を「一」に改め、同表査察実習の項中「査察実習」を「査察・違反処理実習」に、「七」を「八」に改める。

別表第二四の表から六の表までの規定中「時間数」を「単位時間数」に改める。

別表第二七の表中「時間数」を「単位時間数」に改め、同表災害救助対策の項中「二一」を「二三」に改め、同表救急の項中「七」を「五」に改め、同表体育の項中「体育」を「健康管理」に改める。

別表第三一の表中「時間数」を「単位時間数」に改め、同表講話の項中「四」を「一」に改め、同表消防防事の項中「一」を「八」に改め、同表安全管理の項中「六」を「一一」に改め、同表現場指揮の項中「一五」を「一八」に改め、同表行事その他の項中「三」を「一」に改める。

別表第三二の表中「時間数」を「単位時間数」に改め、同表講話の項中「二」を「一」に改め、同表安全管理の項中「四」を「五」に改め、同表現場指揮の項中「八」を「一一」に改め、同表行事その他の項中「三」を「一」に改める。

別表第三三の表中「時間数」を「単位時間数」に改め、同表人事管理の項中「三」を「四」に改め、同表行事その他の項中「二」を「一」に改める。

別表第四から別表第六までの規定中「時間数」を「単位時間数」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番号
 発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社